

第205回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) いそご多文化共生ラウンジ運営事務委託について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (2) 保土ヶ谷区子育てアンケート実施に伴う電子計算機処理の開始及び事務の委託について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (3) 治験医療機関向け電子文書管理システムの導入について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (4) 口座振替のWEBによる申込業務委託について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (5) 横浜市敬老特別乗車証利用実績に係るデータ分析調査業務委託について
- (6) 介護保険システム1データクレンジング作業委託について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

3 報告事項

- (1) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
  - ア よこはま団地サポーター業務委託における事務局業務
  - イ タクシー事業者支援事業
- (2) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
  - ア 建築概要書閲覧システム改修業務委託
  - イ 建築物不燃化推進事業新台帳システムデータ移行業務委託
- (3) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
  - ア 横浜市場発秋冬食材見本市の開催
  - イ みつけるみなぶん②イベント運営業務
- (4) 生涯学習等講座の企画運営業務の委託についての報告
  - ア 象の鼻パーク文化観光交流拠点活用業務
  - イ 起業家マインド修得インターンシップ
  - ウ YOXO事業アイデア創出ワークショップ
  - エ 保育士等キャリアアップ研修実施委託
- (5) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務委託についての報告  
住居表示台帳の電子化保存委託
- (6) WEB会議システムの利用に係る電子計算機の結合及び事務の委託についての報告  
LIVE映像通信システム
- (7) 委託先個人情報保護管理体制 (1件)
- (8) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (10件)
- (9) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (38件)
- (10) 個人情報ファイル簿変更届出書 (9件)
- (11) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (2件)
- (12) 令和3年度目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について
- (13) 令和4年度上半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告につ

	<p>いて</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和4年10月20日から同年11月24日まで）</p> <p>(2) 新法66条の事務委託に係る「安全管理措置」について</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和4年11月30日（水）午後2時から午後5時まで
開催場所	市庁舎18階共用会議室 なみき18・19
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、後藤委員、鈴木委員、永井委員、三品委員、吉田委員（中村会長、加島委員以外の委員はWEB会議により参加）
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項 (1) から (6) について、承認する。</li> <li>・報告事項及びその他について、了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第205回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、委員9名全員に御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本日は傍聴人はおりません。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） &lt;異議なし&gt;</p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p><b>1 会議録の承認</b></p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第204回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） &lt;異議なし&gt;</p> <p>（中村会長） それでは承認といたします。</p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) <b>【案件1】 いそご多文化共生ラウンジ運営事務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</b></p> <p>（中村会長） それでは、本日の審議事項の審議に入ります。</p>

最初に案件1「いそご多文化共生ラウンジ運営事務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) 9ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」の中に、宗教はどうしても入ってくると思います。7ページの「5 取扱う個人情報【事務の委託】」の「対象者1（相談者や交流イベント等の参加者）」の「個人情報の種類<相談記録>」の中にも、宗教上の相談事は必ず入ってくると思われるため、あらかじめ書いておいたほうがよいと思えます。

また、「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」の中で「⑤社会生活」に「地位」とあります。通常は会社での課長や係長等の「役職」の意味だと思えますが、ここに在留資格は入りませんか。入るのならチェックしたほうが良いと思えます。

(所管課) ありがとうございます。まず、事務開始届出書の「個人情報の記録項目」の「③思想・信条・宗教等」に関する収集についてですが、我々は信条・宗教等に関して積極的に情報収集すべきでないと考えています。相談を受けた際に、様々な宗教や生活習慣で禁忌に触れるものについては把握する必要があると考えてはいます。板垣委員の意見は「積極的に収集すべきではない」ということでいいでしょうか。

(板垣委員) そういうことではありません。積極的に収集する情報だけをここに書くわけではないと思えます。こちらから積極的に聞かなくても、相談者から「特定の宗教を信仰しているため、服装や食事のことで困っている」という相談が来るのではないのでしょうか。9ページの事務開始届出書には、そのような意図せずに入ってきてしまう情報も書く必要があると思えます。

(所管課) 確かに、相談の際に聞く内容は、収集する個人情報として記録すべき内容だと理解しました。御指摘の項目についてはしっかりと直します。

また、在留資格についても、積極的に収集するというわけではありませんが、確認すべき内容ということで追記します。

(鈴木委員) 5ページの「3 審議に係る事務【事務の委託】」で、ボランティアも活動に参加すると説明がありました。有意義なことですが、個人情報の保護に関して脆弱な部分が出てくる可能性が高いと思えますので、法人としての個人情報の管理体制は継続的に確認したほうが良いと思えます。事業を始める際には高い管理体制を示していても、日常業務を行う中でどの程度コントロールできるかという点に難しさが現れてきますので、留意してもらいたいです。

例えば、ボランティアの方が個人のパソコンを業務中に使用し、その中に個人情報が取り込まれてしまうことや、個人のカメラでイベントの撮影をしたときの映像データをどうするかといった問題は容易に起こり得ると思えます。運営の中で色々課題が出てくるのではと思えますので、よく気をつけて指導してください。

(所管課) ボランティアは、4ページの「3 審議に係る事務【事務の委託】」の「事業の企画・実施」のうち「(1) 地域団体と外国人市民が連携するための事

業」と「(3) 外国人市民が地域やラウンジ等で活躍できるようにするための事業」に関わってもらいます。今御指摘いただいた内容については確実に、運営業者と共に管理します。

(吉田委員) データはどのようなところで保存されるのですか。スタンドアローンのコンピューター上にあるのでしょうか。クラウド上でしょうか。

(所管課) 相談を受けたときの内容を相談票として紙に書くことを想定していません。最終的には紙のものをデジタルデータで管理することになります。基本的にはスタンドアローンではなく、ネットワークの中での管理になります。クラウドで管理するかどうかについては、まだ運営事業者とも調整していません。紙での管理の場合は、廃棄する際に、所管課職員が立ち会います。データの管理についても、個人情報に関してはクラウドではなくスタンドアローンのコンピューターの中で管理するようにしたいと思いますが、どうでしょうか。

(吉田委員) そうすると、WEB上ではなく、コンピューターの中にあるのでしょうか。ありがとうございます。

(大谷委員) 宗教に関する情報も当然、取り扱っていただくということで9ページの「事務開始届出書」の中にチェックを入れる形になりました。相談の中身は心身の状況や健康状態にもおよび、どのような病院に行くべきかといった相談や、病院への付き添いの支援をするケースも出てくるかと思います。事業の目的の中であらかじめ収集することを想定している情報でなくても、相談を通じて収集する情報として、「個人情報の記録項目」の「④心身の状況」の「健康状態」等についてはチェックを入れたほうがいいです。

(所管課) 積極的に収集するというわけではないのですが、利用者が話した内容について、個人情報として取り扱い、管理していく立場であるため、「④心身の状況」の「健康状態」にも収集するという前提でチェックを付けます。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件1を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

## (2) 【案件2】保土ヶ谷区子育てアンケート実施に伴う電子計算機処理の開始及び事務の委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）

(中村会長) 次に案件2「保土ヶ谷区子育てアンケート実施に伴う電子計算機処理の開始及び事務の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

調査対象者が色々出てくるので分かりませんでしたが、子どもの養育者とそのパートナーがアンケートの対象者であるという理解でよろしいですか。

(所管課) はい。

(中村会長) 15ページの「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」は、「調査対象者のこども全員」となっており、子どもの「住所、氏名、生年月日、性別」を取り扱うことになっていると思います。養育者の住所、氏名等については当初から市として収集するのではなく、あくまで回答があった場合に初めて取得する情報になるのですか。

(所管課) 「対象者1」で最初に子どもの情報を貰うのは、「〇〇さんの保護者様」という形でアンケートを送るためです。恐らく「子どもの情報＝養育者の情報」という場合が多いとは思いますが、その時点では養育者の情報ではないと考えています。アンケートの内容に住所の記載欄はないので、回収後のアンケートの内容を見ても、所管課では誰が回答したアンケートか分かりません。

(中村会長) 既に10月からアンケート等を送付していて、そろそろ回答が返ってきていると思います。何か問題は生じていないですか。様々な家族の形態が想定される時代なので、養育者が誰で、そのパートナーが誰なのかというアンケート対象者の区別について気になりました。アンケートの内容もかなり違っており、例えば、養育者には学歴を聞いていますが、パートナーにはその質問がなかったりします。

(所管課) 今のところ特に問題は生じていません。仮に一番多い家族の形である、父母が養育しているという場合には、本当はどちらがメインということはないのかもしれませんが、やはり現実問題としては主に母が見ていて、父がサポートしている家庭が多いこともあり、アンケートの内容も少し変えています。実態に則した形になっているという点を御理解いただきたいです。

(鈴木委員) 15ページの「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」の住所、氏名、生年月日、性別等の一覧を、事務の受託者に渡すのは、このアンケート結果と子どもの個人情報を紐付けるためでしょうか。

(所管課) 15ページの「5 取り扱う個人情報」については13ページ「3 審議に係る事務【電子計算機処理の開始】」の対象者と14ページの【事務の委託】の対象者を合わせて資料を作成しました。対象者1は、あくまでも市民局の職員に個人情報の提供を依頼する対象者です。外部に渡す個人情報ではありません。

(鈴木委員) 受託者に渡すのはどの対象者ですか。

(所管課) 16ページ記載の「対象者2」と「対象者3」です。

(鈴木委員) 基本的にはアンケートの回答だけを渡すことになるのですか。

(所管課) そうです。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

**(3)【案件3】治験医療機関向け電子文書管理システムの導入について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）**

(中村会長) 次に案件3「治験医療機関向け電子文書管理システムの導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(大谷委員) クラウド環境そのものは、多くの施設の治験に既に利用されている実績もあると思ひます。この「FJcloud-V/ニフクラ」の中の治験クラウドサービスの部分も、取り扱う個人情報にクラウド事業者がアクセスしたり、取り扱わないという建て付けになっていると思ひますが、そのような理解でよろしいですか。

また、最近、病院等でランサムウェア等のセキュリティ被害を受ける事例が多発しています。大阪市にある病院でもサイバー攻撃を受けて、患者に非常に迷惑をかけてしまっています。今回、クラウドの利用で問題が生じる危険性は極めて少ないと思ひていますが、クラウドにアクセスする個々のコンピューターの管理状況も併せて確認したいです。病院専用のIDやパスワードを発行することで、アクセス制限をするとのことでした。接続する端末の環境はどのようになっているのでしょうか。35ページの「2 事務全体の概要」の中にアクセスイメージの図があります。医師や事務局やCRCの人がパソコンで接続するようですが、それらの端末環境はどのようになっているのでしょうか。併せて回答をお願いします。クラウドの事業者が個人情報を取り扱わないようになっているのか、クラウドサービスの設計思想についてお尋ねします。

(所管課) クラウド事業者が直接、個人情報を取り扱うことはありません。

また、電子カルテ等、患者の個人情報が大量に保管されているシステムがありますが、そちらとはシステム上切り離されていて、カルテシステムとはログイン、パスワード等の管理も別建てになっています。あくまでこちらは治験管理のみに使います。

さらに、各パソコンには必ずウイルスソフトを搭載しています。

(大谷委員) マルウェア対策を端末に講じ、電子カルテシステムとは独立したシステムで、治験専用のネットワークを構築し、そこへアクセスするということですか。

(所管課) そうです。

(大谷委員) 個人情報に限らず、治験は本当に多くの機密情報を取り扱います。マルウェア対策だけではなく、未知の情報喪失が行われないように、振る舞い検知等の対策も講じられているという理解で大丈夫でしょうか。

(所管課) そのとおりです。

(後藤委員) 大谷委員からの質問は、このシステムが止まってしまったときに、病院の実務に影響しないかという点が一つポイントだったのではないかと思ひます。私もその観点は大事だと思ひます。

また、ニフクラはISMAP認定を受けているということで、ISMAPという国の施策が自治体のこのようなところにも貢献しているわけですが、ニフクラにトラブルが発生した関係で、現在はISMAPに登録されてはいますが、「再監査中」の状態になっています。多分、問題はないと思ひますし、ニフクラを使っている自治体はすごく多いことには変わりないのですが、再監査中であることは、自治体のリスクマネジメント上意識してもらいたいです。ISMAPのWEBサイトに

出ております。

(所管課) 再認識したので確認します。

(中村会長) 治験依頼者である製薬企業も一定の範囲でアクセスできるかと思えます。この製薬企業の個人情報保護に関して、市との間で何か取決め等はしていますか。

(所管課) 治験ごとに本市の個人情報の取扱いに準じた形で、必ず契約を締結し、その後に治験が開始されます。契約書の中にも、個人情報に関しては必ず記載しています。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件3を承認するということでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

#### (4)【案件4】口座振替のWEBによる申込業務委託について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に案件4「口座振替のWEBによる申込業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(後藤委員) 自治体DXとしてこのようなWEB申請の取組は非常にいいと思えます。このようなWEB申請の取組は既に大分行われているのでしょうか。それとも、横浜市としては初めてですか。

また、システム自体は順調に動いていても、その外側の横浜市のサイトから同じような偽サイトに誘導され、情報を集められてしまう等、組織的なフィッシングが起きたときの対応等は、この審議会の対象範囲なのでしょうか。

(所管課) 50ページの「2 事務全体の概要」にも記載したとおり、我々は国民健康保険の所管課になりますが、その他の介護保険料、市税、保育料、給食費等16個の項目について今回一斉にWEB申請を開始します。今まで横浜市の事業の中で、WEBで口座振替の申込みをしている事業はないはずで。

(後藤委員) そういう意味では、非常に画期的な取組だと思います。

そうすると、市の外部の者がそれに便乗して違法行為を働くという想定ではありますが、そういったリスクをきちんと想定しておいたほうがいいのかという意味で聞いたのが二番目の質問です。

(所管課) その点は、WEBでの口座振替の申込みの関係で懸念される部分にはなりません。それ以外の事業でも横浜市の偽サイトへ誘導するフィッシング詐欺のような事例が起きた場合には、全市共通でセキュリティ部門が早急に対応することで安全を担保していくという説明しか、今のところはできないと考えています。

(後藤委員) 確かにそのとおりだと思います。市民の中でそういうトラブルがないかモニタリングしたり、偽サイトに誘導された人が質問してきたときに窓口等

ですぐ気づけるような全市的な取組が必要になるかと思います。是非しっかり対応してもらえればと思います。

(加島委員) 個人的な話になりますが、今年退職したので市民税の口座振替による納付の申込みを紙で申請し、ものすごく時間がかかりました。WEB申込みが可能になるならば、すごくいいと思います。ただ、リスクもあります。

東京都は2019年から、都民税の口座振込みの申込みをWEBでやっているようです。制度開始から3年経っていますが、何か聞いていますか。

(所管課) 東京都から直接聞いてはませんが、たまたま東京都の事業を受託しているのが、横浜市が委託することになった事業者と同じ業者です。特に問題ないとは聞いています。

(加島委員) これによって徴収の手間が省けます。そういうところも狙いとしてはあるのですか。

(所管課) もちろんです。市としては口座振替払を推奨しています。納付書で自主納付する場合よりも、口座振替による支払いの推進によって収納率が向上することを期待しています。

(三品委員) 今回の委託先はヤマトグループの関係会社だと思っていました。59ページの「委託先個人情報保護管理体制」の中の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」の「(1) 作業施設の入退室管理」では、作業室は作業する人以外の入室が可で、100名出入りすると記載があります。大きな作業場所ではほかの作業も並行して行う場所なのでしょうか。

また「(5) 個人情報の廃棄方法」で、自社サーバーで最長180日保管し、180日経過したデータは消去すると記載されています。一斉に消去するのだと思いますが、具体的にどんな方法ですか。

3点目の質問です。「(7) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策」において、シンクライアントの端末でテレワークも行うと記載がありますが、その場合、テレワーク先のパソコンにどんな情報があるのでしょうか。全く情報が残らないものなのでしょうか。

(所管課) 作業環境のある執務室にはほかの作業を行う人も出入りします。

2つ目のバッチ処理については、自動的にシステムから消えていきます。消えていった情報に関しては横浜市に削除報告書を出してもらい確認します。

テレワークについては事前にやり取りをしていないため、今日の段階としては答えられません。

(三品委員) 横浜市として初めて実施し、徴収の内容や金額、口座情報等も管理すると思います。東京都で問題がないので大丈夫だとは思いますが、一応、留意してください。

(所管課) これはあくまで口座情報のやり取りになります。国民健康保険については被保険者証の番号がありますが、保険料や市民税の金額についてはデータに入っていません。

(三品委員) 口座番号だけですか。

(所管課) 口座番号だけです。

(三品委員) 名義も入るのですか。

(所管課) はい。

(三品委員) 54ページの「4 個人情報の管理体制【電子計算機の結合】」で、「送

受信の専用PCを限定」と記載されています。使うパソコンを限定しているということですか。

(所管課) 電子証明書をインストールしたパソコンでなければサイトにアクセスしてIDやパスワードでログインできないため、そのPCのみでしか取り扱うことができません。

(三品委員) テレワークで作業するとしても、限定されたパソコンが使われます。場所は自宅でもセキュリティ的には多少の保障があるということでしょうか。一応、留意してもらえればと思います。

(所管課) はい、ありがとうございます。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

#### (5) 【案件5】横浜市敬老特別乗車証利用実績に係るデータ分析調査業務委託について

(中村会長) 次に案件5「横浜市敬老特別乗車証利用実績に係るデータ分析調査業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(大谷委員) 敬老パスを持つ人がとても多いことについて改めて説明を聞き、確かに、電子化しなければ到底分析できない事情も察します。

今回、市販のクラウド環境を使うようですが、このシステムはほかの利用者とデータを共有して知見を得ることができるツールとしてもよく知られています。今回はそのような利用ではなく、データにアクセスできる人は職員や委託先の特定の人に限定するという理解で大丈夫でしょうか。

(所管課) 今回は、市販のダッシュボード環境のツールを利用します。利便性や制度検討に向けての活用のし易さを踏まえて選定しています。ツールに入れるデータは本市が提供するデータのみで、職員が制度検討のために附与するID、パスワードを用いて作業したいと考えています。

(吉田委員) 「敬老パス利用管理システムより抽出」したデータというのはどのように使われるか分かりませんが、福祉保健システムから抽出されるデータは何か分析する目的があるのでしょうか。生年月日等どのように使われますか。

(所管課) 敬老パス利用管理システムには、利用者ごとの利用実績のデータが蓄積されています。個人の生年月日等は福祉保健システムから抽出し、このデータと重ね合わせます。敬老パスが70歳以上対象なので、制度設計の分析のために年齢ごとの利用状況や居住地等の分析を行いたいと考えています。

(吉田委員) 敬老パスを利用している人については敬老パス利用管理システムで分

かるのですよね。福祉保健システムで抽出する対象者は敬老パスを利用していない人ですか。敬老パスを利用している人のデータは既に持っているはずですが、福祉保健システムから抽出した情報はどのように使われますか。

(所管課) 敬老パス利用管理システムは、個人を福祉コードで識別しています。その福祉コードごとに利用状況のデータが蓄積されますが、敬老パスを使っている人も、生年月日や住所を福祉保健システムから抽出しないと必要なデータと紐づけができません。敬老パス利用管理システムでは持ち得ない情報です。

(吉田委員) 70歳以上だということ以上に詳しい生年月日が必要なのでしょうか。

(所管課) 敬老パスは70歳の誕生日から利用が可能となります。年齢ごとの利用状況も分析したいので、こちらの情報も取得したいと考えています。

(中村会長) 福祉保健システムから抽出されるデータの中には氏名は入っていませんが、福祉コードで紐付けされてしまうので、住所等も入っているとかなり個人の識別性が高くなります。そうすると、その個人がどういう行動をしているのかも分かってしまう危険性もある気がします。特に事務の委託をするときに、個人情報が悪用されないように配慮してください。

(所管課) 委託事業者が決定したら、個人情報保護について、しっかりと管理体制をつくっていきます。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

#### **(6)【案件6】介護保険システム1データクレンジング作業委託について(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)**

(中村会長) 次に案件6「介護保険システム1データクレンジング作業委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(後藤委員) 本件は大きなデータ移行だと思えました。400万人の市民のデータ移行に関し、これまでのシステムから広域的なシステムへのフォーマット移行ということでした。

「クレンジング」には色々な意味があります。システムに関係なく、住所等に対応するフォーマットが完成されているかという点でトラブルが発生することが多く、そのような点を確認するクレンジングもあります。

今回は、システムのフォーマットの違いだけに対応するもので、日本語の固有名詞の扱いのクレンジングは含まない理解でいいのでしょうか。含むのであれば相当手間がかかる話です。規模の比較ができるものなのか疑問です。

システム移行途中のデータをどう扱うか、私もシステム専門家の立場でいつも苦労します。システムを即時に切り替えることはできないので、両方のシステムにデータがまたがったときの管理が非常に大変です。その点が管理できる

かどうかが課題になります。

データの移行を自動化したいということで、トライアル的に移行するツールをつくって、うまく機能するかを確認してから一斉に修正作業をすると理解しました。トライアルの時期のデータ管理でトラブルを起こす場合がよくあります。ツールのテストのときには人工的なデータだから何ら関係ありません。最終的には本物のデータを使って、機能するかを確認します。どうしてもトライアルだから、いい加減になることが多いです。その辺りは十分配慮しているとは思いますが、検討段階で色々ツールを試してみるのに関して特に配慮が必要かと思いました。

(所管課) 修正する項目についてですが、例えば年号が入るべきところに入っていないなかったり、数字が入るべきところに何も入っていないなかったりという不一致をチェックしています。あとは、論理的にあり得ないようなデータの不一致もチェックしていきますが、漢字が違うといったところのチェックまでは行わない予定です。

(後藤委員) 相当な手間と考えますが、72ページの「2 事務全体の概要(3) 作業スケジュール」のスケジュールでできるでしょうか。

(所管課) 介護保険については、資格と保険料、給付の三つに分かれています。各工程を細分化して作業を行うので、資格、保険料、給付を並行してやっていく時期もあります。

令和5年度には法改正があり、それも加味しながら達成していく必要があります。この辺りは現在、事業者と打合せを行っており、5年度までに完了させる取決めをしています。

(後藤委員) スケジュール的に厳しくなるときには、作業が荒くなり、リスクが高まりますので、無理のないスケジュールでやっていただきたいと思いました。

(所管課) 進捗状況は現場と随時確認しながら計画的に履行していきたいと思えます。あとは、新システムに移行するタイミングの質問でよかったですでしょうか。

(後藤委員) はい。移行とデータクレンジングのタイミングの関係です。

(所管課) データクレンジングをして新システムに構築を開始するまでに発生するエラーについては、今回のチェック修正ツールを用いたチェックを何回か実施し、不要な移行データを減らしていくという流れでやっていきます。

新システムの構築開始から稼働までに発生するエラーは、新システムでチェックするべきと考えているので、チェックして改修方針を検討していきます。

実際のデータ移行については、令和6年度以降の想定になっています。

(後藤委員) 今回、クレンジングして新システムで試した後、余裕を持って新システムがスタートという理解でよろしいですね。

(所管課) はい。あと、質問はありましたでしょうか。

(後藤委員) あとは特に質問ではありません。「心配しているので頑張ってください。」という応援です。

(大谷委員) 電子データの取扱いも、受託者がデータを別の媒体に移すことなく、市の内部で作業するだけとのことでしたが、74ページと75ページの「4 個人情報管理の管理体制【事務の委託】【事務の再委託】」で、廃棄方法の欄に、「受託者から回収する」とあるので、矛盾する気がします。市の環境下で行うのであれ

ば、「回収」は発生しないのではないのでしょうか。

また、クレンジングのためのバッチ処理で、システムが途中で止まったり、停電等不慮の事故も考えられるので、データのバックアップや巻き戻しができるといった設定もされているものと思います。構想段階での考え方を聞きたいです。

(所管課) 74ページの【事務の委託】での「廃棄方法」についてお答えします。作業場所は住民情報基盤課の施設のシステム拠点になります。ベンダーがそこでデータの抽出作業を行い、住民情報基盤課からデータが運ばれます。最終的に介護保険課が持っているデータです。作業が終了して新システムが稼働し、システムの安定を確認した後で介護保険課が廃棄します。受託者ではなく所管課で廃棄するので、訂正します。

(中村会長) 受託者から回収するわけではないということですね。

(所管課) はい、そうです。

また、バックアップについてですが、73ページ「3 審議に係る事務」の流れで言うと、(2)まではリハーサル機で実施するので、そのデータに何か問題があってもシステムのデータに影響するものではないと思います。

ただ、(4)のデータ修正ツールを試行する場合には、システムの本番機での作業になるので、現行のバックアップの中で対応していきます。

(大谷委員) (4)の段階での最終のバックアップは当然、コレーション業務の中で取られているという理解ですね。

(所管課) すみません、訂正して再度説明いたします。実際のクレンジングのツールを使うときは、バックアップされた環境に処理を行う形になります。本番のシステム自体には手を入れず、リスク回避した状態のものを使います。

(大谷委員) 安心しました。本番機で作業するのだと思って非常に驚いておりました。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

### 3 報告事項

#### 4 その他

(中村会長) 次に、「3 報告事項」と「4 その他」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

166ページの象の鼻テラスでの盗難事件は、規模は違いますが尼崎市で発生した事件と似た点があります。

尼崎市での漏えい事件のときも注意喚起文を通知しましたが、結局はあまり委託先に対する注意喚起がなされませんでした。本市でもこのような事件が発生してしまったので、個人情報を取り扱う事務を委託している課は、契約当初の約束がきちんと守られているかを委託先に確認し、年内に報告するように、厳しめの通知を発出しています。尼崎市での漏えい事件が対岸の火事ではなく

なってしまったので、厳しめの対応を取り、結果を報告します。

その他の報告事項については配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。  
(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

それでは次に、「4 その他」の「(3) 新法66条の事務委託に係る「安全管理措置」について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいまの内容につきまして御質問、御意見をいただきたいと思えます。では、まず「個人情報取扱特記事項」からお願いします。

(事務局) 特に悩んでいるのが第6条の、再委託を行う場合の責任の所在についてです。どこまでも受託者に責任を取らせるのが案1、再委託、再々委託を行った場合には責任も順次、下りていくのが案2です。正直まだ決めかねています。これについても意見やアドバイスがもらえると有り難いです。

(大谷委員) 個人情報を取り扱う事務の委託に関しては、委託先の元請業者が履行補助者として再委託先を使う、という関係を鑑みても、やはり元請が委託先全ての責任を、横浜市との関係上は全面的に負うのが法律上の建て付けとして自然な考え方ではないでしょうか。説明のような趣旨では案2を採用することはできないのではないかと思います。

案1の書き方は複雑なので、もう少しシンプルに書けるのではないかと思います。横浜市との関係で受託者が一義的に責任を負うとしても、数次の委託先との関係では、契約ごとに責任関係が発生してくるため、それについてこの規定の中で特に記述する必要はないと思います。それぞれの契約の中で責任を明確にしてもらえれば済むのではないのでしょうか。数次の委託先があっても、全て大元の受託者が責任を負うことだけを6条2項で明記すれば、その責任の重さによって必要な措置を受託者に講じてもらうことができるので、それで十分ではないかと思います。

(事務局) 発想としては、案1のスタイルでやりたいというのがありました。

ただ、案1の場合「横浜市の条件は厳しいから、横浜市から仕事を請け負うのはやめようか」という事業者が出てこないか心配です。委員の皆様の意見としては、この条項を理由に横浜市の仕事を忌避するようなことはあまりないのではないかと思います。そうだとすると、案1の条文を採用しやすくなるのですが。

(中村会長) 再委託等をどこまで認めるのかということで、なかなか制限をかけられないという事情があるのでしょうか。従前からの委託の事案を見ても、そんなに数次先までの委託はなく、再々委託程度で止まるものが多い印象です。

例えば、「再々々委託以降は認めない」という条文を設けると、委託先の深さが限定されるため、どこまで事務が下りていくのか予想が付くと思います。

大谷先生は、「履行補助者にすぎない」と言いましたが、それは契約形態に

よって様々で、請負でどんどん下に行ってしまう契約もあり得ます。市からも、元の受託者からも遠くなります。そのかなり下の委託先が問題を起こしても責任を負うということになると、受託者としてはかなりリスクを負わなければなりません。

5次委託、10次委託等は、市として承諾しなくてもいいのですよね。市としては、受託者が再委託することについては承諾が必要になりますが、受託者が承諾すれば更にその先にも委託されるという理解でいいですか。どこまで委託するにしても市の承諾が必要になるのですか。

(事務局) 第4項で、「受託者は、再々委託を受ける者における体制を確認し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ承諾してはならない」とあります。この場合の「委託者」は横浜市です。一応、横浜市がハンドリングすることになります。

(中村会長) 次の再々々委託を行う場合も、横浜市が承諾するということですね。

(事務局) そうです。結果的に、今、誰が作業しているか横浜市が分からない状態にはしないということです。

(中村会長) そうすると、運用として、深い階層の受託者について市が承諾しないことによって、5次委託等を請け負わずに、コントロールできるということですね。

(事務局) そうですね。

国においても、数次にわたる委託をどこかの段階で禁止しているものはありません。今回、法律が一元化されたことにより、安全管理措置の取り方もある程度合わせたほうがいいのかと考えています。

そういう意味では、きちんと「承諾」という形でハンドリングすることで、5次委託、6次委託は実質上、必要ないというところで制限をかけていけたらいいのかなとは思っています。

その点に関しては特記事項に明記しなくても、受託者としてはどこまでの階層まで委託できるかは、事前に多少分かると思います。あっても再々委託ぐらいということで、業務内容によっては所管課と事業者で調整できるかと思えます。

(中村会長) 私も案1に賛成です。再委託が深くなったときに、問題になった業者の手前の事業者に対して責任を負うといっても、その委託者が「ある程度責任を免除する」といったら効力がなくなります。案2は、それぞれの階層での委託者が責任を追及していくことが想定された仕組みになっていますが、市から遠くなって請負金額も小さくなっていくときに「かわいそうだから、うちは責任を追及しない」という態度を業者側に示されると、市としては非常に都合が悪いです。基本的にはやはり案1かと考えています。

(大谷委員) 確かに、仰るとおりの問題があると思いました。個人情報 の性質により、今回の横浜市の委託者が、どこにその業務が委託されているかを全て把握しなければならないのかどうかという点が違ってきます。マイナンバーについては委託元が、どの企業がその仕事に従事しているか、委託先を必ず把握して承諾しなければなりません。それ以外の個人情報は、そこまでのことは書かれておらず、委託先の監督義務が委託元にあるという立て付けになっています。

どちらかという、特記事項にマイナンバー寄りの書き方がされているの

で、今のままでも十分だと思います。より法律の規定を意識した解説を付けてもらえると、真剣味が増してくるかもしれません。

6条のところで、やはり委託先の監督義務は委託元にあると明記されています。横浜市との関係で、直接の受託者が全責任を負うとしても、その先で再委託先が3次委託先についての監督義務を免れることは基本的にはありません。そのための注意喚起の規定を補ったり、解説で書くことも、もしかすると意味があるかもしれません。ですが、基本的な考え方としては、受託者に全責任を負ってもらっても特に厳しいものではありません。

私も様々な自治体や行政機関の契約を見していますが、全てが大体そのような考え方で成り立っていると理解しています。案1で差し支えないのではないかと思います。

(事務局) 非常に有り難いです。自信が持てました。

(中村会長) 「案2のほうがいい」という人はいませんか。

特に異論はないようなので、基本は案1で、更に事務局で詰めてもらうというところでいいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) では、そうします。4月1日から運用していくことになるので、1月ぐらいまでには確定させるということですか。

(事務局) そうですね。4月までに確定させればよいと思っていたのですが、年度内に早期発注しなければならない契約も多いようです。

今のスケジュールでいくと、「こういう形で特記事項を改正しました」と全庁的に通知を出すのが、2月当初頃と考えています。1月の審議会で最終的に見てもらい、特に何もなければこのままいきたいと思います。

(加島委員) システム委託では実際に再々々委託ぐらいまで業務委託があります。行政では必ず、システムデータの印刷や封入封緘をします。その作業は受託先だけではできないので、必ず関連会社に再委託をしています。規模の大きな契約を確認し、それにうまく合うかどうかで検討したらどうですか。

(中村会長) 個人情報取扱特記事項についてはそれで進めます。

もう1点、安全管理措置報告書について何かありますか。かなりよく整理されてきたかと思いますが。

(事務局) これまでもらったアドバイスを合わせただけです。事務局としては、かなり現実的なものになってきたと思います。

(鈴木委員) すごくすっきりまとまりつつあり、分かりやすかったです。

従業員雇用契約に反映するとかしないとか、就業規則に何か書いてあるかといった部分はどこかでカバーされますか。

ボランティアが関わるような場合、判断できる情報がどこかで得られることは想定されていますか。

(事務局) 従業員の雇用契約に関しては、1ページの6の「個人情報保護に関する社内規定」の上から二番目です。事業者としては、ここにチェックが付くところがほとんどかと思いますが。

ボランティアに関して具体的に明記しているところはありません。今回の磯子区の多文化ラウンジのように、ボランティアにどのような業務をさせて制限をかけるかについては審議資料の中で確認していました。雇用契約のないボラン

ティア等が業務に携わるときに、どのような保護体制をとるか、ボランティアにどのようなレベルの個人情報を扱わせるかという欄を追記します。

(鈴木委員) 明記することで、ボランティアに個人情報を扱わせる方向を打ち出すのでしょうか。規模の大きな法人では、ボランティアに個人情報には触れさせない運用をしたりするのです。そのような事業者はここに書き込むのか、庁内の色々なマニュアルで運用事項としてもらうか、その辺の方向性を考えたほうがよいのかもしれませんが。

また、チェックリストについてですが、恐らくこれは、中小規模の事業者・法人向けのガイドラインに書いてある基準を採用しているのだと思いますが、市として目指す水準は、中小規模の法人のレベルでいいのかということがすごく難しいです。

委託をしなかったら当然、それ以上の水準があり、市民の皆様はそこに対して期待をしています。委託したのために、その中小規模の事業者・法人における水準になっていていいのでしょうか。

規模が小さければ目が届くから、シンプルなものでもいいという考え方もあるのですが、レベル感はどのようなものですか。どんな議論がされてきたか教えてください。

(事務局) 資料3で「(契約締結時用)」とあります。やはりこれだけで足りているとは思っていません。契約締結をした後、当然、原則年1回の現地での立入検査をしなければならない等々の規定もあります。その際にはこの何倍もの量のチェックリストを作るしかないかと思っています。少し古いものでしたが、国でも作っているものがインターネット上にありました。その辺りを参考にし、個人情報保護委員会からも助言をもらいたいと思います。

今後この実施機関によるチェックリストは、色々なパターンを拡充していく必要があるかと考えています。

今、作業の手が回っていませんが、この「契約締結時用」を一つの足がかりに、この安全管理措置報告書と一緒に見てもらい、「こんなイメージで」というものとして見てもらえればと思います。

(鈴木委員) 先ほどのようなボリューム感のある個人情報を扱う場合や、個人情報の内容によって色々なレベルが想定されます。その都度、どの水準が適用されるかというチャートみたいなものをたどっていき、「今回はこのチェックリスト」といったような案内を所管課にするのでしょうか。

(事務局) そうですね。どこまでできるかという問題は、正直あるかと思っています。実際の契約の形態も少し調査して、どのような対応が適切なのかということです。やはり要配慮情報を取り扱うのであれば、ほかの契約と同一の安全管理措置では不十分であると思っています。今後それぞれの契約に応じて精査を続けていきたいと思っています。

(鈴木委員) パターン分けというイメージですね。

あともう一つ、チェックリストもこの安全管理措置報告書もそうですが、「受託先が再委託する場合の再委託先の監督について」という項目は入れてもらうことになるのでしょうか。

(事務局) 再委託先への監督責任自体は特記事項のところでは求めています。安全管理措置報告書上はなかったと思います。

(鈴木委員)「特記事項で書いているから監督してください。あとは任せます」というスタンスなのですね。

(事務局) はい。ですが、安全管理措置報告書に記載してもいいような気がしてきたので、改めてそこは精査したほうがいいかなと思います。最初からチェックリストに入れておいたほうがいいのかもしれませんが。

(鈴木委員) 感想になってしまいますが、あとは、再委託先の選定基準も、どれぐらいの階層まで認めるかという話も関連するでしょうし、市の事前の承諾の有無も関係するのかもしれませんが。再委託以降のところをどう考えるかという方針が何かあるのかもしれませんが。それをどこで誰がどう見るかという点にも基準があるのかなと思いました。

(事務局) 御意見ありがとうございます。

(中村会長) ほかに御意見がないようであれば、今日ここで出た委員の皆様の御意見も踏まえて、引き続き事務局で検討をお願いします。

本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 事務局から御連絡いたします。

別紙で「ABC キャンペーン」についてのチラシを付けています。昨年、漏えい件数が429件で過去最多でしたが、今年度は更に上回るペースで推移していることに危機感を覚え、改めて注意喚起しようというものです。

通知文1枚撒いて「みんな、注意しよう」と言っても注意してくれないことは明らかです。そのため、趣向を変え、キャッチフレーズとして「ABC キャンペーン」と銘打っています。

何がABCかという、「当たり前のことをバカにせずちゃんとやる」ことを徹底しようという形で呼び掛けています。チラシもビジュアルな形で作り、「今、漏えい件数が多い状態にある」ことをPRしています。

ダブルチェックといった再発防止策がいつも語られますが、実は徹底できていないのが現状です。当たり前なことだけでも、バカにしないでちゃんとやるのが大事であり、漏えい事故の4割程度は誤送信や誤送付といったクラシカルな原因で起こっているものだから、その点から注意していくということを徹底しているところです。

特に漏えい事故が多い区局は部課長会を回って注意喚起したり、庁内のデジタルサイネージに投影してPRしたり、庁内報にも1面トップで取り上げてもらいました。1月の審議会ときには、どういう効果が出るのか、その後の漏えい事故件数の推移も報告できればと思います。10月は件数がかなり減少したので、今後も減っていくのではないかと期待しています。

個人情報をしっかり守れるという前提がないと、新年度からの利活用は「10年早い」といわれてしまいますので、頑張っていきたいと思います。

また、先日の答申に基づき、市会に条例案を附議しています。12月6日の火曜日、本会議で質問がなされる予定です。非常に注目を集めている議案であることは間違いないと思いますので、これについても報告します。

(中村会長) 他に何か連絡事項はございますか。

(事務局) 本日予定された議事及び連絡事項は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

	<p>次回の日程でございますが、令和5年1月25日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第205回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第205回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和5年1月25日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和5年1月25日第206回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。